

# 14 教育の質の向上



【関連文書:「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

## (1) 幼稚園・保育所と小学校との連携推進

# ●接続期(幼児期から児童期)を円滑にするための 取組

幼児期の教育・保育は、小学校以降の生活や学習などの基礎を培う極めて重要なものであることから、幼児と児童との交流など、幼稚園・保育所と小学校との連携が求められている。

また、小学校への入学当初に、"授業に集中できない"、"先生の話が聞けず授業が成立しない"などのように、小学校の生活や学習に適応できない、いわゆる「小1問題」と呼ばれる課題がある。

こうした状況を受け、24年5月に、幼児教育・保育と小学校教育との連携の在り方などについて協議し、子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うため、「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置した。

幼保小連携の取組の充実に向けて、教員・保育士を 対象とした研修や意見交換の場の設定等の取組を実施 するとともに、保護者向けリーフレット「もうすぐ1 年生」を発行している。

# (2) 小中学校の教育内容を充実する

# ●人権教育および豊かな心を育成する教育を 推進するために

全ての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を行動で示すことができるよう、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、社会貢献の精神の育成を図っている。

#### (具体的な取組例)

- ・教員で構成する「人権教育推進委員会」による研修 の充実(28年度実績9回)
- ・人権尊重教育推進校(28年度 南町小学校、開進第 二中学校)からの研究報告の実施

南町小学校:東京都教育委員会人権尊重教育推進校 紙上発表の実施

開進第二中学校:東京都教育委員会人権尊重教育推 進校紙上発表の実施

・中学校生徒の職場体験の実施(28年度 全校)

#### ●教育指導の充実

教育委員会は、すべての教職員が意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、指導内容や指導 方法の工夫・改善および授業の質的向上に努めるよう、 各学校に対し指導・助言を行っている。

#### [具体的な取組例]

- 教育課程編成への調査・評価などの適正な管理を行っている。
- ・学校訪問等により各校の課題改善等に学校と一体と なって取り組んでいる。(28年度 1園、25校に訪問)
- ・教職員の資質向上等のための各種研修会を実施している。(28 年度 48 分野の研修会を実施)

#### ●教員の資質・能力の向上のために

学校教育支援センターでは、つぎのような取組を 行っている。

### 1 教員研修

区内小中学校の教員を対象に研修を行っている。今 後は、教科等の専門性の向上に向けた実践的研修を構 築していく。

- (1) 音楽実技研修会(28年度1回12人参加)
- (2) 理科実技研修会(28年度3回延べ134人参加)
- (3) 学校教育相談研修会 (28 年度 28 回延べ 1, 249 人参加)
- (4) ソーシャルスキルトレーニング研修会 (28 年度 2 回延べ 65 人参加)
- (5) 登校支援研修会(28年度1回30人参加)
- (6) 教育相談研修会(28年度1回47人参加)

## 2 教育情報の発信

(1) 教育情報の収集と提供

各種の教育研究資料や教育図書等を収集し、教職員が閲覧できるようにしている。資料は校務支援システムを利用して区立学校の教職員が検索できる。

#### (2) 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6~7月にかけて14日間開催し、さらに採択替えの前年度には10日間の特別展示会を開催している。28年度は6月17日~6月30日の14日間、法定展示会を開催し、延べ15人の来場があった。

なお、学校教育支援センター内の教科書セン

ターでは、現在使用している教科書に加え、これ まで使用した教科書を常設展示している。

## ●学ぶ喜び、わかる喜びをはぐくむために

学校教育支援センターでは、つぎのような取組を 行っている。

## 1 教材の研究

適応指導教室用に「3年進路授業資料」を作成し、 中学校全校などに配布した。

#### 2 科学教室

科学に興味を持つ小中学生対象に、科学的な見方・ 考え方を育てるため、科学教室を開催している。

- (1) 小学校科学教室(年間)系統性のある内容とするため、3期制で計11日間実施した。(28年度201人参加)
- (2) 中学校科学教室(夏休み期間) 夏休み中の5日間(午前中のみ)実施した。(28年度27人参加)

## 3 科学セミナー

27 年度から、小学  $4 \sim 6$  年生を対象に科学教室の一部を委託し、科学セミナーとして実施した。 (28 年度 2 日間 110 人参加)

# ●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや達成感を体得できるよう教育の充実を図っている。

#### 1 一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る

- ・学力向上支援講師を配置(28年度小学校58校、中学校19校)
- ・習熟度別グループ学習や個に応じた指導を充実する ために教員の加配を実施(28年度小学校65校、中 学校31校)

# 2 日本人としてのアイデンティティをはぐくみ、国際社会に貢献できる能力や態度を培う

- ・外国語活動指導助手を配置(28年度 小学校5・6 年生 中学校全学年)
- ・中学校生徒の海外派遣を実施(28年度68人・オーストラリア8日間)

#### 3 特色ある教育課程を編成し、教育の質を高める

- ・二学期制の良さを生かした「新たな三学期制」を 28 年度から実施
- ・確かな学力・体力の定着・向上等のため土曜授業を 実施 (28 年度 小・中学校年間 7 回)

#### ●小中一貫教育の推進

「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針」ならびに「練馬区小中一貫教育校実施計画」に基づき、23年4月に施設一体型小中一貫教育校大泉桜学園を開校した。大泉桜学園では、小中一貫教育における教育課題の研究などを進めた。24年2月には「練馬区小中一貫教育推進方策」を策定し、全中学校区へ研究や実践を広げた。

25年11月から、学識経験者、保護者、校長などで 構成される練馬区小中一貫教育推進会議を設置し、27 年12月に小中一貫教育の推進方針に関する提言を受 けた。

28年6月に新たに策定した「練馬区小中一貫教育推進方針」では、今後練馬区が進める小中一貫教育の方向性について示している。

また、26年2月に策定した「知的障害学級における 小中一貫教育推進方策」に基づき、知的障害学級にお ける指導内容の段階表の作成を進めている。

# (3) 教育環境を充実する

#### ●施設の整備

## 1 校舎等の改築

耐震補強工事では十分な耐震性能を確保できない学校施設について、改築により耐震化を進めている。28年度は、開進第四中学校の校舎棟が竣工するとともに、大泉東小学校の改築工事に着手した。また、下石神井小学校の実施設計および大泉西中学校の基本設計を完了した。

石神井小学校は、「練馬区区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて、校舎等の改築を行う。28 年度は、基本設計を完了した。

また、順天堂大学医学部附属練馬病院の新病棟整備のため、石神井東中学校屋内運動場等の改築による移転を進めており、前年度に引き続き改築工事を進めた。

なお、改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入し、国からエコスクール(環境を考慮した学校施設)の認定を受けている。

#### 2 校舎等の大規模改修工事

小・中学校の施設や設備は、経年による老朽化が進んでおり、長寿命化を図るためには、日頃から維持補修を行っていくことが重要である。そのため安全性・利便性・快適性を備えた教育環境の確保と、大切な区民の財産を良好に管理する観点から、定期的・計画的な保守点検や必要に応じた改修工事等を行っている。28年度は主に以下の大規模改修工事を実施した。

## (学校施設の主な改修工事実施状況)

28 年度

改修工事件名	小学校	中学校
①校舎屋上防水等工事	3 校	2校
②トイレ改修工事	3 校	3 校
③給水設備改修工事	2校	1 校
④プール等改修工事	2校	2 校
⑤水飲栓直結給水化工事	1校	4校
⑥受変電設備改修工事	2 校	1校
⑦防犯カメラ更新工事	59 校	30 校
8給食室改修工事	1 校	_

## 3 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる 用地を取得している。

## 4 学校の緑化

みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識をはぐくむ環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン(壁面緑化)の整備に取り組んでいる。

28 年度までに、小学校 34 校、中学校 4 校の校庭の 芝生化および小学校 7 校、中学校 6 校の屋上緑化を実 施した。また、小学校 52 校、中学校 5 校にみどりのカー



[中村小学校の校庭芝生]

テンを整備した。

#### ●小・中学校の現況

29 年 5 月 1 日の小・中学校の現況は、つぎの表のと おりである。

なお、学級編制について、小学校第1学年は35人を1学級とし、その他の学年は40人を1学級とする。 ただし、小学校第2学年・中学校第1学年は35人を1 学級として学級編制することができる。

〔小・中学校の児童・生徒・教員数〕 29年5月1日現在

区分		小学校	中学校
学校数(校)		65	34
学級数(	(学級)	1,090	413
児童・ 生徒数	男 (人)	17,062	7,117
	女 (人)	15,797	6,457
	計 (人)	32,859	13,574
教員数(	(人)	1,648	812

#### ●学校選択制度

4月に中学校に入学する生徒を対象に、一定の受入 れ人数枠の範囲で、希望により中学校を選ぶことので きる「学校選択制度」を実施している。

受入れ人数枠に対して希望者が多く、辞退者等を見込んでも超過する場合には抽選を実施している。29 年度入学者の選択希望状況は、28 年10月1日現在の学齢者5,701人に対して、通学区域外の学校を選択希望した生徒は1,249人(全体の21.1%)であった。

## ●教材等の整備

全校が共通して必要とする、机・椅子、副読本の購入や黒板の整備などは、教育委員会でまとめて行っている。学校により内容が異なる教材教具の購入や修繕などは、各学校に予算を配当し、直接学校で執行している。

### ● ICT 環境の整備

計画的に「教育の情報化」を推進している。パソコン教室用パソコン、校務用パソコンを整備・更新した他、26年度から順次、校内 LAN を敷設し、教室内の ICT インフラの整備を実施した。また、28年12月に「練馬区学校 ICT 環境整備計画」を策定した。

## ●区立学校の適正配置の推進

「練馬区学校施設管理基本計画(平成29年3月)」により、区立小中学校の適正規模を12~18学級とした。 児童生徒数の動向を踏まえ、学校の適正規模を確保 し、児童生徒が良好な教育環境の中で学び、成長する ことができるよう、学校の適正配置を進めている。

# (1) 過小規模校の対応

いずれも過小規模で、改築が必要な時期が迫っている旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校について、「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の3校を小中一貫教育校へ再編する対応方針(案)」を定め、地域との合意形成を進めている。

また、生徒の少人数化が進み、28 年度は生徒数 114 人、4 学級となった光が丘第四中学校を、在 校生が全員卒業する30 年度末に閉校することと し、「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」を策定した。この計画に基づき、閉校に向けて光が丘第四中学校の教育活動を支援する。

## (2) 過大規模校の対応

過大規模校であり、今後も児童数が増加すると 見込まれる中村小学校の教室数の不足を回避する ため、30年度の入学から、中村小学校の通学区域 の一部を中村西小学校に、中村西小学校の通学区 域の一部を練馬第三小学校とする通学区域の変更 を実施する。

# (4) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

## ●校外学習

実地で見学や体験などを行うことのできる校外学習 事業を、積極的に推進している。実施状況はつぎの表 のとおりである。

## [校外学習事業実施状況]

28 年度

区 分	場所	日数	参加人数 (人)	参加校数 (校)
移動教室 (小学 5·6年)	軽井沢、下田、武石、岩井	(5年) 2泊3日	5,024	65
		(6年) 3泊4日	5,288	65
移動教室 (中学2年)	軽井沢 (湯の 丸スキー場) 武石 (番所ケ 原スキー場)	3泊4日	4,330	34
臨海学校(※) (中学 1 年)	下田、岩井	3泊4日	3,221	34
林間学校(※) (中学1~3年)	軽井沢、武石	3泊4日	294	6
修学旅行 (中学3年)	関西方面、 東北方面	2泊3日	4,667	34

※: 臨海学校、林間学校は希望参加

#### ●学校災害

児童・生徒が、学校管理下で災害にあったときの災害給付等を目的として制定されている「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。

共済掛金は、児童・生徒1人につき年額945円(要 保護は年額65円)で、区が全額負担している。

学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、 ねん挫、骨折等である。 すべての学校教職員がアレルギーに対する共通認識をもち、アレルギー疾患がある児童生徒が、安全で安心な学校生活が送れるように努めている。

### ●学校給食

#### 1 学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用している。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、全小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

#### (1) 献立

文部科学省により示されている学校給食摂取基準を基に、学校給食における児童・生徒1人1回当たりの「学校給食の標準食品構成表」に沿って栄養バランスのとれた献立を作成している。

### (2) 米飯給食

日本の食生活の根幹である米飯を通じて望ましい食習慣の形成を図るため、昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在週3.5回以上実施している。

## (3) 衛生管理

各学校に対して、安全衛生巡回指導や調理員・ 栄養職員等への研修を実施し、学校給食における 衛生意識の高揚を図っている。

また、使用する食材料やできあがったおかず、 調理器具等について、定期的に専門の検査機関で 検査し、衛生管理の徹底に努めている。

#### 〔学校給食実施状況〕

29年5月1日現在

(	区 分	小学校	中学校
自 校	給食実施食数	30,654 食	12,496 食
(81 校)	学校数	55 校	26 校
親子校 (18 校)	給食実施食数	4,877 食	2,497 食
	学校数	10 校	8 校
計	給食実施食数	35,531 食	14,993 食
(99 校)	学校数	65 校	34 校

## 2 学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、区は、順次、学校給 食調理業務を民間に委託している。

委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、 その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材 の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が 責任を持って行っている。29年3月現在、小・中学校 73校に民間委託を導入している。